FUKUI BANK

NEWS RELEASE

2026 年 11 月 13 日

各　　位

株式会社福井銀行

「お子さま口座開設キャンペーン」の実施について

株式会社福井銀行（頭取　長谷川 英一）は、2026 年 11 月 16 日（月）から「お子さま口座開設キャンペーン」を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本キャンペーンでは、お子さまの口座開設をいただいたお客さまに、最大 1,500 円分の「ふくいはぴコイン」をプレゼントいたします。

福井銀行は、今後もお客さまから末永くお取引いただけるようなキャンペーンやサービスの提供に努めてまいります。

記

１．キャンペーン期間

2026 年 11 月 16 日（月）～ 2027 年 1 月 29 日（月）

２．キャンペーン概要

お子さまの新規口座開設でもれなく「ふくいはぴコイン」をプレゼントいたします。

<table>
<tr><th colspan="4">対象となるお子さま：受付時点で満 18 歳未満のお子さま</th></tr>
<tr><th>キャンペーン対象
取引条件</th><th>お取引内容</th><th colspan="2">特典</th></tr>
<tr><td rowspan="2">福井銀行に
普通預金口座を
お持ちでないお子さま</td><td>普通預金口座の新規開設</td><td>ふくいはぴコイン
1,000 円分</td><td rowspan="2">両方の条件を
満たす場合は
合計 1,500 円
分プレゼント</td></tr>
<tr><td>さらに普通預金口座開設と同時
にこども NISA 口座開設申込
※こども NISA 口座開設のみの
場合は対象外</td><td>ふくいはぴコイン
500 円分</td></tr>
<tr><td>福井銀行にすでに
普通預金口座を
お持ちのお子さま</td><td>お子さまの普通預金口座へ
新たに 2 万円以上のご入金と
同時にこども NISA 口座開設申込</td><td colspan="2">ふくいはぴコイン 500 円分</td></tr>
</table>

※福井県外店舗でお取引いただいたお客さまには、ふくいはぴコインに替えて図書カードを 2027 年 3 月下旬に銀行のお届けのご住所へ郵送します。

■キャンペーンのくわしい内容については、チラシをご覧ください。

以　　上

FUKUI BANK

お子さま口座開設キャンペーン

キャンペーン期間：2026年11月16日(月)～2027年1月29日(金)

もれなくもらえる

＼お子さまのお口座新規開設で／

最大1,500ふくいはぴコイン(※)円分プレゼント

対象：受付時点で満18歳未満のお子さま



はじめての
普通預金口座開設で
もれなく、ふくいはぴコイン(※)

1,000円分プレゼント

＋プラス

さらに！
同時にこどもNISA口座開設申込で
もれなく、ふくいはぴコイン(※)

500円分プレゼント



こどもNISA口座開設のみの場合は対象外となります。



すでにお子さまの普通預金口座をお持ちの場合も！

お子さまの普通預金口座に
新たに2万円以上のご入金と同時に
こどもNISA口座開設申込でもれなく、ふくいはぴコイン(※)

500円分プレゼント

こどもNISAの制度の詳細は、福井銀行の窓口にお問い合わせください。

(※)ふくいはぴコインは、福井県のデジタル地域通貨です。

スマートフォンアプリ「ふくアプリ」から、福井県内の対応店舗で1ポイント＝1円としてお使いいただけます。
条件を満たすお取引をいただいた場合、ふくいはぴコインのチャージ券をその場でお渡しいたします。
なお、福井県外店舗でお取引いただいたお客さまには、ふくいはぴコインに替えて
図書カードを2027年3月下旬に銀行お届けのご住所へ郵送します。

HAPI COIN ふくいはぴコイン

福井県デジタル地域通貨

ふくいはぴコイン
FUKUI HAPI COIN

ふくいはぴコインのご利用には「ふくアプリ」のダウンロード・会員登録(無料)が必要です



ふくいはぴコインについて
くわしくはこちら▼



キャンペーンご留意事項

●本キャンペーンは、店舗限定となります。Web口座開設は対象外となります。●こどもNISA口座開設のみの場合は対象外となります。●普通預金口座開設の目的によっては、開設をお断りする場合があります。●普通預金口座開設時には、ご印鑑・お手続きされる方(親権者)の本人確認資料(マイナンバーカードなど)・お子さまの本人確認資料(顔写真付きマイナンバーカードまたは各種資格確認書・母子健康手帳・住民票などの中から2つ)をお持ちください。こどもNISA口座開設をご希望の場合は、普通預金口座開設時に必要な本人確認資料のほか、マイナンバーカードが必要になります。(マイナンバーカードをお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票または通知カード)●こどもNISA口座を開設する際は、未成年の仲介口座を開設済みの場合を除き、事前または同時に未成年の仲介口座を開設いただく必要があります。●未成年の仲介口座開設には、審査があります。審査の結果、開設をお断りする場合があります。●ふくいはぴコイン最大1,500円分プレゼントは、普通預金口座の新規開設と同時にこどもNISA口座開設申込が条件となります。●本キャンペーンは、投資信託の積立契約は条件ではありません。●ふくいはぴコインのチャージ券は、特典の条件を満たした場合に、窓口にてお渡しいたします。　●ふくいはぴコインは「ふくアプリ」をダウンロードのうえ会員登録していただき、チャージ券の二次元コードを読み込むことで、「ふくぎんウォレット」にチャージされます。「ふくいはぴコイン」が使えるお店については、「ふくアプリ」または「ふくいはぴコイン」ホームページにてご確認いただけます。(チャージ期限：2027年2月28日 23:59、ポイント有効期限：2027年5月5日23:59)

本キャンペーンの概要や、こどもNISA口座のご利用上の留意事項などは裏面をご覧ください ▶



お子さま口座開設キャンペーン

キャンペーン期間：2026年11月16日(月)～2027年1月29日(金)

ふくいはぴコイン最大1,500円分プレゼント

<table>
<tr><td colspan="4">対象となるお子さま：受付時点で満18 歳未満のお子さま</td></tr>
<tr><td>キャンペーン対象取引条件</td><td>お取引内容</td><td colspan="2">特　典</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福井銀行に普通預金口座を
お持ちでないお子さま</td><td>普通預金口座の新規開設</td><td>ふくいはぴコイン1,000円分</td><td rowspan="2">両方の条件を
満たす場合は
合計1,500円分
プレゼント</td></tr>
<tr><td>さらに普通預金口座開設と同時にこどもNISA口座開設申込
※こどもNISA口座開設のみの場合は対象外</td><td>ふくいはぴコイン500円分</td></tr>
<tr><td>福井銀行にすでに普通預金口座を
お持ちのお子さま</td><td>お子さまの普通預金口座へ新たに2 万円以上の
ご入金と同時にこどもNISA 口座開設申込</td><td colspan="2">ふくいはぴコイン500円分</td></tr>
</table>

＜金融商品仲介業務に関するご留意事項＞

●金融商品仲介業務でお取扱いする商品の購入にあたっては、福井銀行（以下「当行」という）を通じて野村證券株式会社において「証券総合口座」を開設いただく必要があります。
●当行が金融商品仲介業務で取り扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象外です。また、投資元本および利回り・配当が保証されている商品ではありません。
●金融商品仲介業務で取り扱う有価証券等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、お取引による損益は、お客さまご自身に帰属します。
●金融商品仲介業務で取り扱う商品のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
●委託金融商品取引業者の商品であっても、当行がお取扱いをしていないものがあります。
●お客さまの金融商品仲介口座は委託金融商品取引業者に開設され、口座開設後の有価証券の売買等のお取引についても、お客さまと委託金融商品取引業者のお取引になります。
●お客さまの有価証券等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破綻した際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることなく、原則として全額保護されます。万一、一部不足が生じた場合等全額の返還ができないケースが発生した場合でも、投資者保護基金により、お一人あたり1,000万円までが保護されます。
●金融商品仲介口座におけるお客さまの個人情報や取引関係情報は、お客さまが口座を開設する委託金融商品取引業者と当行で共有します。当該情報については当行並びに委託金融商品取引業者における個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。
●当行において金融商品仲介業務でのお取引の有無が、お客さまの当行における他のお取引に影響を与えることは一切ありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介業務でのお取引に影響を与えることはありません。
●各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。また、お取引に際しては手数料がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたりますので、商品のご検討、お申込みにあたっては、必ず事前に商品ごとの契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書等をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
●お申込みにあたっては、原則ご本人さまのお手続きとさせていただいております。

【ご投資にあたっての手数料・リスクについて】

記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%（税込み）（20万円以下の場合は、2,860円（税込み））の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料（換金時手数料）および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

【NISAのご利用にあたり、ご留意いただきたい事項】

①日本にお住まいの方が対象です。
②すべての金融機関を通じて、同一年内におひとり様1口座に限り利用することができます（金融機関変更をした場合を除きます）。なお、こどもNISA（NISAをご利用になる年の1月1日時点において18歳未満のお客様のNISA、以下同じです。）は、同一年に限らず、おひとり様1口座限りのご利用となり、金融機関変更はできません（口座を廃止して他の金融機関に新規開設することは可能です）。
③特定預り、一般預りで保有している上場株式等をNISA預りに移管することはできません。
④NISA預りとして保有している上場株式等をNISA預りのまま、他の金融機関に移管することはできません。
⑤年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円です（こどもNISAの年間投資枠はつみたて投資枠の60万円のみで、成長投資枠の設定はありません）。また非課税保有限度額（総枠）は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までとなります（こどもNISAの非課税保有限度額（総枠）はつみたて投資枠のみで、600万円です）。なお、非課税保有限度額については、NISA口座で上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた分だけ非課税保有額（NISA口座で保有する上場株式等の残高）が減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することができます。原則1年に1回、前年末時点での成長投資枠・つみたて投資枠のご利用額の合計及び成長投資枠のご利用額を通知します（通知の対象は、1月1日において18歳以上であるお客様に限ります）。
⑥NISA預りに係る配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。
⑦NISA預りから払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。
⑧NISA預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし、当該分配金を再投資する際、委託金融商品取引業者（以下「当社」という）ではNISA預り以外のお預り（特定預りや一般預り）でのご購入となります（こどもNISA預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は再投資できません）。
⑨投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は、NISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA預りにおける非課税のメリットは享受できません。
⑩転居や死亡等の事由により、お客様のご住所・お名前・お取引店等が変更となる場合、または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。なお、当社が実施するお客様のご住所・お名前の定期的な確認に際し、確認ができない場合はNISA口座での新規買付を停止させていただく場合があります。
⑪成長投資枠・つみたて投資枠で買付けた投資信託について、原則として年1回、信託報酬等の概算値を通知いたします。

【つみたて投資枠のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項】

①当社がつみたて投資枠で取扱う金融商品は、当社で選定した、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等になります。
②つみたて投資枠のご利用には、積立契約（累積投資契約）を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。

【つみたて投資枠を利用した投資信託のお取引について】

購入時手数料はございません。なお、換金時には基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額を、投資信託の保有期間中には信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）（最大1.65%（税込み・年率））等の諸経費をご負担いただく場合があります。
投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の価格や為替の変動等により基準価額が変動することから、損失が生じるおそれがあります。個別の投資信託ごとに費用やリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

【こどもNISAのご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項】

①こどもNISAは同一年に限らず、おひとり様1口座限りのご利用となり、金融機関変更はできません（口座を廃止して他の金融機関に新規開設することは可能です）。
②こどもNISAの年間投資枠はつみたて投資枠の60万円のみで、成長投資枠の設定はありません。こどもNISAの非課税保有限度額（総枠）は600万円です。
③NISAをご利用になる年の3月31日時点で18歳である年の前年12月31日までは、こどもNISA預り及びこどもNISA預りの売却代金や分配金等には引出制限が課されます。引出制限のある間に引出す場合や国外への出国に際し、所定の書類をご提出いただけない場合は、こどもNISA口座は廃止され、過去に得た売却益や分配金等については引出し時に課税されます。例外として非課税での引出しが可能となるのは、(1) 災害、疾病等のやむを得ない事由による引出し（この場合はこどもNISA口座は廃止されます。）又は、(2) その年の3月31日において12歳である年以降に、口座名義人本人の教育費や生活費に充てることを当社に届け出た場合の一定要件下での引出し（この場合はこどもNISA口座は廃止されません。）等に限られます。
④引出しのお手続きは口座名義人の法定代理人が行う必要があります。引出しを行った資金を口座名義人ご本人様以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税の課税上の問題等が生じることがあります。なお、お手続きの際は、引出す資金の使途や口座名義人ご本人様の同意等を確認させていただく場合があります。
⑤こどもNISA口座に入金する資金は、口座名義人ご本人様の資金に限られます。なお口座名義人ご本人様以外の資金で運用が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
⑥1月1日において18歳の年を迎えると、こどもNISA口座は、成人後のNISA口座に自動的に移行します（非課税保有限度額が成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円になります）。このとき、原則、成人後のNISA口座に移行する旨を通知します。

＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社福井銀行 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第2号 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
＜委託金融商品取引業者＞野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 資産運用業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本STO協会

32-9103

2026.11(初版)

感動の瞬間を、ともに。
福井銀行

お問い合わせ先